石川会計事務所
NEWSLETTER
企業の成長を加速させる「あなたのベストパートナー」

2026年 5月号
~税務関連~

「少額減価償却資産の特例」改正、取得時期と従業員数に注意

令和8年度税制改正で少額減価償却資産の取得価額上限が「30万円未満→40万円未満」に変わりました。物価高でも投資しやすくなった反面、注意点もあります。

「少額減価償却資産の特例」改正ポイント３つ

- 減価償却資産の上限額…30万円未満→40万円未満
- 常時使用の従業員数…500人以下→400人以下
- 改正の対象…令和8年4月1日以降取得分

少額減価償却資産の特例まとめ		
取得のタイミング	～令和8年（2026）3月31日	令和8年（2026）4月1日～ 令和11年（2029）3月31日
取得価額	30万円未満	40万円未満
常時雇用の従業員数	500人以下	400人以下
その他（変更なし）	• 青色申告をしている中小企業者等（個人・法人） • 合計の上限額…300万円 • 事業供用と費用計上が要件 • 申告書提出時、別表16（7）と適用額明細書の添付が必須 （個人事業主は「措法28の2」記載） • 租特法の特別償却・税額控除・圧縮記帳との併用不可	

法人が注意すべきポイント

－同一事業年度は「4/1以降取得」のみが新基準対応

多くの場合、同一事業年度に2つの基準が混在します。「3/31以前取得は旧基準」「4/1以降取得は新基準」と区別しましょう。

－従業員数の要件は厳格化

4/1以降、従業員数が400人以下でなければ、25万円の固定資産を取得しても本来の減価償却しかできません。

－消費税の税込・税抜で判定が変わる

税抜38万円の固定資産でも税込処理なら、取得価額は41万8000円です。特例は使えません。「合計300万円が上限」の判定でも同じです。

－償却資産の申告は必要

本特例を適用しても償却資産の申告は必要です。固定資産台帳に記録しておきましょう。

発行責任者：
石川会計事務所　石川 厚